

追加資料：金融庁

【事務ガイドライン（証券会社等の監督関係）について】

1．事務ガイドラインの法律上の根拠として、証券取引法第65条の2第2項で準用する同法第28条の4が示されているが、同法第66条において、「第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。」とある。同法第28条の4第1項第12号の「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」の内容については、内閣府令ではなく事務ガイドライン（証券会社等の監督関係）5-2にて定められているが、これは「内閣府令で定めることも可能だが、あえて事務ガイドラインで定めている」との理解でよいのか、同法第28条の4第1項第12号と同法第66条との関係を踏まえてご教示願いたい。

- 証券取引法第28条の4第1項第12号に規定する「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」という要件は、金融機関が行おうとする証券業務の内容・その方法等様々な要因を勘案して、当該要件に該当しないかを判断すべきものであり、ある証券業務についてどのような人的構成を有すればよいかという類型の全てを内閣府令において特定して掲げることは不可能である。
- 事務ガイドラインでは、法の趣旨の明確化を図るべく、「証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」という要件の予測可能性をより高めるため、想定することが可能な証券業務について例示を行った上で監督上の留意事項等を定めているところである。これにより、金融機関があらかじめどのような人的構成を整えればよいかについての方針が明らかにされているところである。
その上で、登録申請の審査に当たっては、当該留意事項等を踏まえながら、個々の金融機関が行おうとする証券業務の内容に応じて当該要件に該当しないかどうかの審査を個別に行っているところである。

2．事務ガイドラインは、誰の決裁をもって制定・改廃を行うのか、事務ガイドライン全体、個別の項目それぞれについて、ご教示願いたい。また、その際にパブリック・コメント手続に付すことになるのかどうか、併せてご教示願いたい。

- 事務ガイドラインの制定・改廃に係る決裁については、金融庁文書決裁規則に基づき、全体に係る場合も、個別の項目に係る場合も、当該事務ガイドラインを所掌する局長に委任されている。
- また、事務ガイドラインの制定・改廃等を行おうとする場合に、パブリック・コメント手続に付すことになるかについては、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)に基づき判断を行っているところである。

一般的に事務ガイドラインは、証券会社等の監督に関する事務について、財務局及び金融庁担当課室向けに、具体的な監督手法、法令の解釈、監督上の着眼点や留意事項等を明確に示すことによって行政の統一的な運営を図ることを目的としており、行政手続法上の審査基準、処分基準に該当しない限り、パブリック・コメント手続の対象とはならないものと考えられる。

ただし、行政手続法上の審査基準、処分基準に該当しない場合であっても、事務ガイドラインの制定・改廃が抜本的なものである場合や、法令の解釈として広く意見を募ることが有用と考えられる場合などには、パブリック・コメント手続に付しているところである。